

## 子ども・子育て支援 新制度の概要

平成24年8月、日本のよりよい子ども・子育て支援を目指し「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律（子ども・子育て関連3法）に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域の子育て支援の充実を目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から全国的にスタートします。

### ◎子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

#### 3法の 趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※子ども・子育て関連3法とは、

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法の一部改正法
- ③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

#### 主な ポイント

- I. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- II. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- III. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



# 子ども・子育て支援給付

## ◎新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育給付事業等の施設を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



- ※1 3歳未満児については保育を行い、満3歳以上からは教育と保育を一体的に行う
- ※2 県の認可を受け満3歳以上のお子さんに教育を行う
- ※3 県の認可を受け保育を必要とする0歳～5歳のお子さんに保護者のかわりに保育を行う
- ※4 利用定員6人以上19人以下で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う
- ※5 利用定員5人以下で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う
- ※6 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う
- ※7 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子ども（地域枠）と一緒に保育する
- ※8 中学校修了前の児童を養育している方に支給する手当。子どもの年齢、子どもの数によって支給額が違い、所得制限がある。

## ◎保育の必要性の認定

子ども・子育て支援給付を受ける施設（認定こども園や新制度に移行する幼稚園、保育所、小規模保育等）を利用するにあたって、支給認定が必要となります。

◆認定区分（年齢と保育の必要性の有無による）

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	●教育標準時間	・新制度に移行する幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	●保育標準時間 ●保育短時間	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	●保育標準時間 ●保育短時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業 (地域型保育給付をうける施設)

## ◎保育の必要性の認定基準

### 1 保育を必要とする事由

- 就労（フルタイム、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠・出産
- 疾病・障がい
- 介護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- その他市町村が認める場合

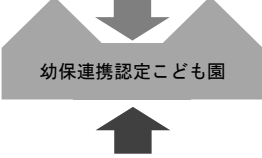

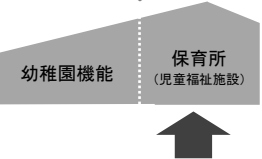
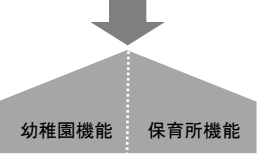


### 2 保育の区分

- a 保育標準時間（主にフルタイム就労を想定した利用時間【月120時間以上】。最長11時間。）
- b 保育短時間（主にパートタイム就労を想定した利用時間【月48時間以上～120時間未満】。最長8時間。）

## ◎認定こども園 4類型

認定こども園とは…幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設です。4類型あり、主な特徴は以下のとおりです。

	法的性格	職員資格、開園日等
幼保連携型 認定こども園	学 校 かつ 児童福祉施設	<p>施設型給付</p>  <p>認定こども園法</p> <p>職員は幼稚園教諭と保育士資格をあわせ持つ保育教諭。一日 11 時間・土曜日開園が原則。</p>
幼稚園型 認定こども園	学 校  ( 幼稚園 + 保育所機能 )	<p>施設型給付</p>  <p>学校教育法</p> <p>職員は満 3 歳以上担当は両免許・資格保持が望ましいがいずれかでも可。満 3 歳未満児担当は保育資格が必要。開園日・時間は地域の実情に応じて設定。</p>
保育所型 認定こども園	児童福祉施設  ( 保育所 + 幼稚園機能 )	<p>施設型給付</p>  <p>児童福祉法</p> <p>職員は満 3 歳以上担当は両免許・資格保持が望ましいがいずれかでも可。満 3 歳未満児担当は保育資格が必要。ただし、2・3号認定子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要。一日 11 時間・土曜日開園が原則。</p>
地方裁量型 認定こども園	幼稚園機能 + 保育所機能	<p>施設型給付</p>  <p>職員は満 3 歳以上担当は両免許・資格保持が望ましいがいずれかでも可。満 3 歳未満児担当は保育資格が必要。開園日・時間は地域の実情に応じて設定。</p>

給食の提供については、4類型に共通して、2・3号認定子どもに対する食事の提供義務あり。原則自園調理で、調理室設置義務あり（満3歳以上は外部搬入可）。ただし、幼稚園型と地方裁量型は、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により異なる場合がある。

## 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で、13事業が定められています。(米沢市は1-1事業を実施)

### 米沢市で実施の1-1事業

事業名	概要
<b>【新規】</b> <b>利用者支援事業</b>	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
<b>地域子育て支援拠点事業</b>	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業
<b>妊婦健康診査</b>	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
<b>乳児家庭全戸訪問事業</b>	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>養育支援訪問事業</b></li> <li>• <b>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b> (その他要保護児童等の支援に資する事業)</li> </ul>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業</p>
<b>子育て短期支援事業</b>	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養育等事業(トワイライトステイ事業))

事業名	概要
<b>ファミリー・サポート・センター事業</b> (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
<b>一時預かり事業</b>	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
<b>延長保育事業</b>	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
<b>病児保育事業</b>	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
<b>放課後児童クラブ</b> (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
<b>実費徴収に係る補足給付を行う事業</b>	保護者の世帯所得等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
<b>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</b> (認定こども園特別支援教育・保育経費)	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会拡大を図る事業です。

